

Media Release

アデコ、雇用労働 Q&A で、雇用形態による期間制限について解説

[2016年9月1日 東京]

世界最大^{*1}の人材サービス企業であるアデコグループの日本法人で、総合人事・人材サービスを展開するアデコ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：川崎 健一郎、以下「アデコ」）は、「教えて！中宮先生 雇用労働 Q&A」に雇用・労働関連法令に関する新しい情報を公開しました。

企業の人事担当者に関心が高く、注意が必要となる「有期特別措置法（高度専門職）」による無期転換申込権の発生の有無や、労働者派遣法のなかでも質問が多い「事業所単位の期間制限のそろえかた」、「個人単位と組織単位の期間制限」の3つの項目について分かりやすく解説しています。

企業の人事担当者は、労働法制の改正に伴い社内規定の変更や運用の適正化を迅速に実施することが求められ、雇用・労働に関わる最新情報に高い関心を寄せています。「教えて！中宮先生 雇用労働 Q&A」は、アデコの営業担当者が企業の人事担当者から寄せられることが多い雇用・労働関連法令に関する疑問について、社会保険労務士の資格を持つ中宮伸二郎氏が Q&A 形式で答えるサイトです。

今後も同サイトでは、企業の人事担当者から多く寄せられる質問や関心が高い事項を取り上げ、毎月、情報をウェブサイトに掲載するとともに、企業の人事担当者にもメールマガジンで配信します。アデコは人材サービスのグローバルリーダーとして、今後も雇用労働に関する情報を積極的に発信し、企業の職場環境の整備を支援してまいります。

*1: Staffing Industry Analysts 2015、人材サービス企業売上ランキングより

「教えて！中宮先生 雇用労働 Q&A」

URL : <http://www.adecco.co.jp/client/useful/labor/qa/>

掲載日 : 毎月 25 日

中宮先生プロフィール：中宮 伸二郎氏 社会保険労務士
立教大学法学部卒業後、流通大手企業に就職。2000 年社会保険労務士試験合格し、2007 年社会保険労務士法人ユアサイド設立。労働法に関する助言を通じて、派遣元企業、派遣社員双方に生じやすい法的問題に詳しい。2007 年より派遣元責任者講習講師を務める。

掲載内容

- 「有期特別措置法（高度専門職）」
- 「事業所単位の期間制限のそろえかた」
- 「個人単位と組織単位の期間制限」

【企業様向けメールマガジン無料購読のご案内】

アデコ発行の企業様向けメールマガジン『Adecco HR News』は、月に1回、雇用・労働のトレンド情報を無料で配信しています。最新の『Vistas Adecco』に加え、派遣法など労働法制の解説コンテンツや社会保険労務士による雇用・労働 Q&A、グローバルトレンドやアデコがおすすめするサービス情報など充実したコンテンツをお届けします。ぜひご登録ください。

▶登録はこちら https://f.msgs.jp/webapp/form/16204_gzx_9/index.do

Media Release

■ アデコ株式会社について

アデコ株式会社は、60 を超える国と地域で事業展開する総合人材サービスのグローバルリーダー、アデコグループの日本法人です。コンサルテーションを通じて、多様な人材を生かし、多岐にわたる業務の最適化を可能にするソリューション（人材派遣、人材紹介、アウトソーシングなど）を提供しています。アデコは働く皆様と企業の“better work, better life”の実現を目指し、更なるサービスの強化に取り組んでいます。アデコ株式会社に関するより詳しい情報は、当社ホームページ www.adecco.co.jp をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】 アデコ株式会社 Communication & Branding 部 Tel. 03-6743-8085